

## (1) 地区施設

### オ 植栽帯

#### 整備方針

「緑の大軸線」としての連続性を確保するとともに、工業地区周辺の植栽帯が遮蔽性を持つ緩衝緑地帯として機能し、周辺環境の保全を図ります。



植栽帯1～4号の位置

#### ○整備ガイドライン

##### 【特記事項】

##### 植栽帯1号、2号

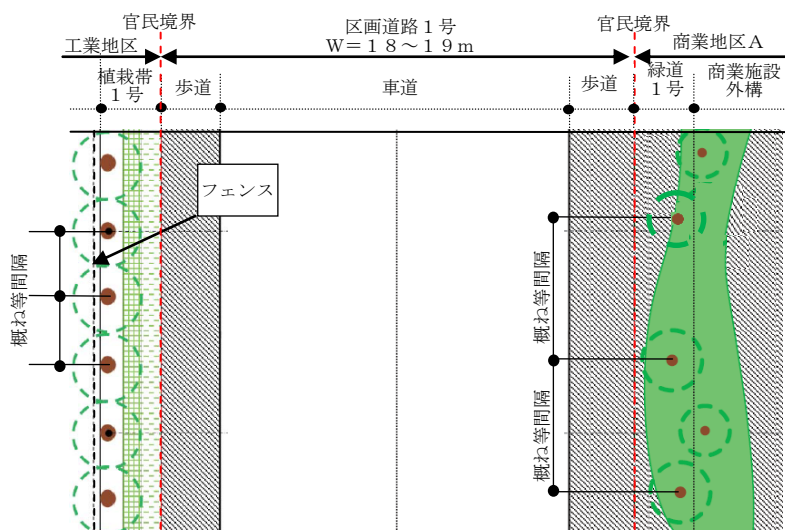
##### 緑地

- ・植栽帯1号の樹木は、緑道1号の樹木との調和につとめること。
- ・植栽帯2号の樹木は、公園1号の樹木（区画道路側）との調和につとめること。
- ・樹木は緩衝緑地帯としての機能を有するため、緑量のある樹種の選定につとめること。

##### その他

- ・フェンスは緑との調和に配慮し、低明度、低彩度の色彩のものを選定すること。

#### ■整備イメージ（平面計画）



周辺環境の保全を図るために、緩衝緑地帯として低、中、高木を植栽

##### 凡例

- |    |       |               |
|----|-------|---------------|
| 高木 | 中木    | 芝・地被類+ポイントで低木 |
| 低木 | 路面仕上げ |               |

---

---

**【共通事項】****緑地**

- ・ 樹木の成長を十分に考慮した配置とすること。
- ・ 原則として全断面において緑地を確保しなければならない。ただし、やむを得ない場合がある場合はこの限りではない。
- ・ 既存樹木がある場合は、保存、活用につとめること。